

福島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

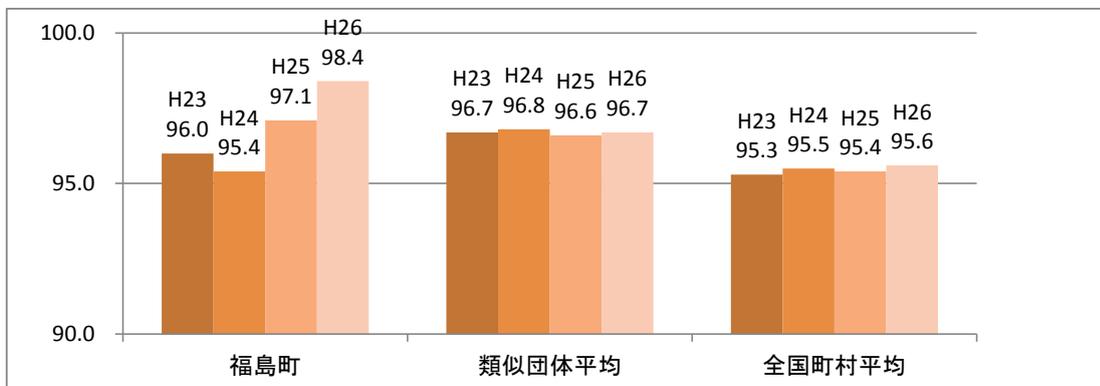
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
25年度	人 4,669	千円 3,967,831	千円 55,783	千円 646,227	% 16.3	% 18.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				計 B	一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
25年度	人 76	千円 258,354	千円 37,773	千円 96,105	千円 392,232	千円 5,161	千円 5,607	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- 1 ラスパイレス指数とは、全地方強硬団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況(当町においては人事委員会を設置しておりません。)

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円	円	(%)	%	0.27	% 0.27

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月	月	月	月	4.10	月 4.10

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- ① 給料表の見直し
実施
実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日 (内容) 給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

- ② 地域手当の見直し
(支給割合) 国の支給基準と同様とする。

支給対象地域	国基準	札幌市
北海道派遣職員	3%	3%

(実施時期) 国は平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとしているが、福島町は札幌市のみ該当のため変更なし。

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合(H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	3%	3%
福島町の支給割合	3%	3%	3%

- ③ その他の見直し内容
管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福島町	39.1 歳	296,586 円	333,729 円	313,180 円
北海道	45.4 歳	333,403 円	400,662 円	377,386 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.9 歳	304,640 円	344,641 円	329,856 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
福島町	56.2 歳	5 人	327,580 円	368,661 円	351,980 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	57.8 歳	3 人	307,600 円	340,136 円	328,267 円	営業用バス運転手	46.6 歳	310,800 円	1.1
うち学校用務員	53.8 歳	2 人	357,550 円	411,448 円	387,550 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	2.1
北海道	51.4 歳	328 人	334,453 円	367,302 円	356,891 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	52.8 歳	2 人	273,120 円	293,853 円	285,871 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福島町	—	—	—
うち自動車運転手	5,633,275 円	3,730,000 円	1.5
うち学校用務員	6,297,234 円	2,747,000 円	2.3

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23～25年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島町	- 歳	- 円	- 円
北海道	43.1 歳	360,721 円	409,626 円
類似団体	36.0 歳	249,871 円	262,371 円

④福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福島町	54.7 歳	382,120 円	414,389 円	387,320 円
国	41.8 歳	331,688 円	-	377,975 円
類似団体	40.0 歳	279,478 円	301,790 円	289,025 円

(注)

1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員と同じベース(=時間外手当等を除いたもの)で再計算している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区分		福島町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	170,716 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	139,258 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	139,258 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	212,700 円	310,100 円	346,300 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

(注) 該当者がいない部分は「-」としています。

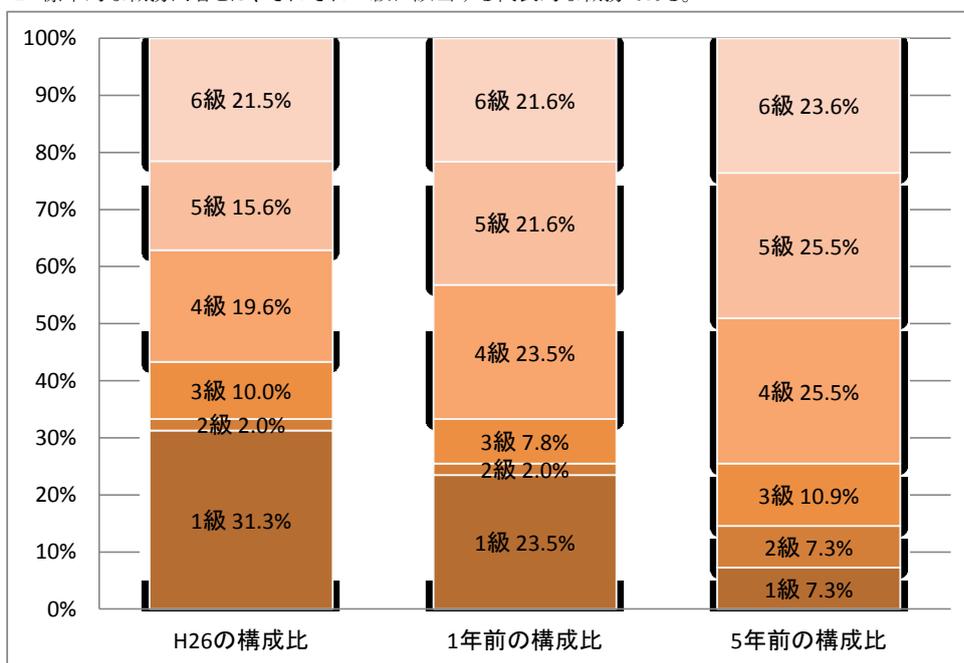
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、主事	16	31.3	135,600	243,700
2 級	主任	1	2.0	185,800	307,800
3 級	係長(主査)、主任	5	10.0	222,900	354,700
4 級	課長補佐、係長(主査)	10	19.6	261,900	388,300
5 級	課長、課長補佐	8	15.6	289,200	400,600
6 級	課長(参事)	11	21.5	320,600	422,600

(注)1 福島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福島町	北海道	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,375 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,521 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10% ・管理職加算 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

福 島 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)	定年前早期退職特措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	21,285 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	0 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
蜂取扱作業手当	従事職員	蜂の巣除去作業	1回当たり500円
犬取扱作業手当	従事職員	犬の捕獲又は殺処分作業	1日につき1,300円
伝染病防疫作業手当	従事職員	伝染病菌の処理作業	1日につき2,000円
行旅死亡人取扱業務手当	従事職員	行旅死亡人の取扱	1回につき1,500円
精神病患者移送業務手当	従事職員	精神病患者の移送	1回につき1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	8,407 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	135 千円
支給実績(24年度決算)	8,623 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	148 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、扶養6,500円	同		9,819 千円	218,215 円
住居手当	借家等家賃に応じて27,000円を限度(12,000円を超える場合に限り)	同		3,552 千円	169,166 円
通勤手当	交通用具を使用する場合2km以上5km未満3,000円、5km以上10km未満5,700円	異	2km以上5km未満2,000円、5km以上10km未満4,100円	611 千円	43,642 円
管理職手当	給料月額6%	同		6,565 千円	468,940 円
寒冷地手当	世帯主のうち、扶養家族のある者は月額月額23,360円、扶養親族のいない者は13,060円、その他の者は8,800円	同		6,483 千円	90,050 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの100分の135	同		708 千円	41,675 円

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長 副町長 収入役	650,000 円 () 円 570,000 円 () 円	(参考)類似団体における最高/最低額
			750,000 円 / 515,000 円 635,000 円 / 497,000 円 円 / 円
報酬	議長	232,000 円 () 円	300,000 円 / 160,000 円
	副議長	185,000 円 () 円	245,000 円 / 140,000 円
	議員	156,000 円 () 円	223,000 円 / 127,400 円
期末手当	町長 副町長 収入役	(25年度支給割合) 3.85 月分	
	議長 副議長	(25年度支給割合) 3.7 月分	
退職手当	町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 650,000円に支給率(20.504)乗じた額 13,327,600 円 任期毎に支給	
	副町長 収入役 備考	570,000円に支給率(12.936)を乗じた額 7,373,520 円 任期毎に支給	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の金額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

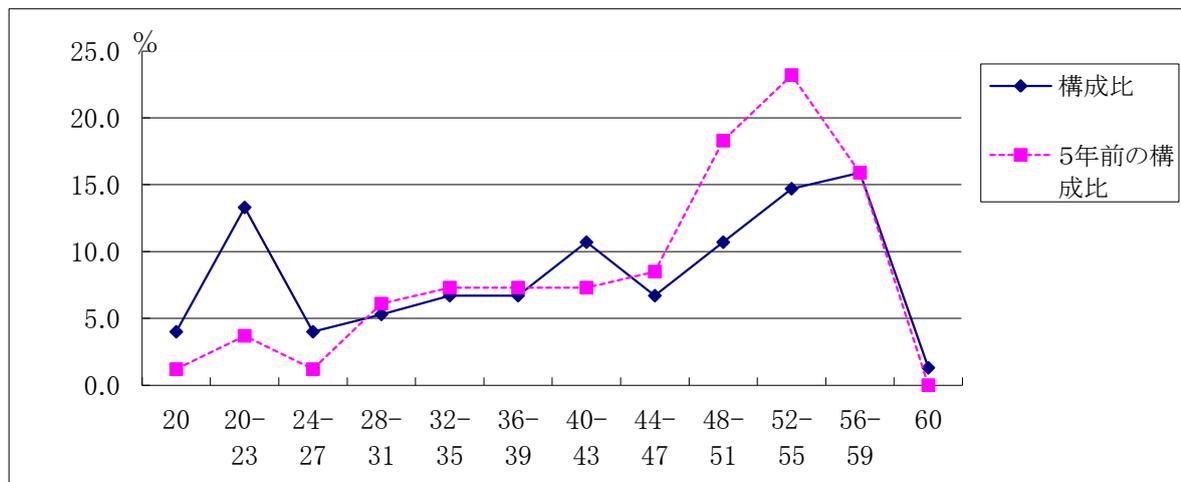
(各年4月1日現在)

部門		区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成26年	平成25年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 12.42人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 15.00人)
		総 務	17	17	0	
		その他	38	39	-1	
		計	58	59	1	
	教育部門		10	10	0	
	消防部門					
小 計		68	69	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 14.56人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 17.56人)	
公営企業会計等部門	水道事業		2	2	0	
	国保事業		3	3	0	
	介護事業		2	2	0	
	小 計		7	7		
合 計			75 [79]	76 [79]	1 []	<参考> 人口1万人当たり職員数16.06人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	3人	10人	3人	4人	5人	5人	8人	5人	8人	11人	12人	1人	75人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	59	59	59	59	59	58	△ 1 (△ 1.69%)
教育	15	15	15	14	10	10	△ 5 (△ 33.33%)
普通会計計	74	74	74	69	69	68	△ 6 (△ 8.11%)
公営企業等会計計	9	7	7	7	7	7	△ 2 (△ 22.22%)
総合計	83	81	81	76	76	75	△ 8 (△ 9.64%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年についてあ合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25 年度	79,769	23,032	15,967	20.0	19.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25 年度	2	7,388	1,540	2,754	11,682	5,841

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福島町	41.0 歳	318,350 円	462,556 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

福 島 町		団 体 平 均 等	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,377 千円		1,456 千円	
(25年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.6 月分	1.35 月分		
(1.45) 月分	(0.65) 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~10%			
・管理職加算 15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

福 島 町			団体平均等
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
その他の加算措置 (退職時特別昇給)	定年前早期退職特措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額 13,934 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市	3 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手当なし			

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	299 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	149 千円
支給実績(24年度決算)	149 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	74 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、扶養6,500円	同		372 千円	372 円
住居手当	借家等家賃に応じて27,000円を限度(12,000円を超える場合に限る)	同		524 千円	262 円
通勤手当	交通用具を使用する場合2km以上5km未満3,000円、5km以上10km未満5,700円	異	2km以上5km未満2,000円、5km以上10km未満4,100円	千円	円
管理職手当	給料月額6%	同		千円	円
寒冷地手当	世帯主のうち、扶養家族のある者は月額23,360円、扶養親族のいない者は13,060円、その他の者は8,800円	同		182 千円	91,050 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの100分の135	同		21 千円	10,811 円